

	大麦栽培基準書	大麦部会
--	----------------	------

1. 栽培指針

より安全で美味しい大麦を栽培することを目的に、栽培方法や出荷形態に基準を設け、生産者自身が技術や品質の向上に取り組み、安全で美味しい大麦をつくる。

2. 運用、適用範囲

庄内協同ファームへ大麦を出荷するすべての生産者に適用される。運用にあたり生産者は部会に参加し、この中で話し合い検討を行い主体的にこの栽培基準を作り実践していく。また、部会運営のために取り決め事項などが必要な場合は、部会内に別途規約を設けて運営していく。

刈り取り、乾燥調整はJA庄内たがわに業務委託し、別途に分別管理の取り決めを定めこの栽培基準には入れない。

3. 栽培基準

化学農薬を使用しない栽培とし、化学肥料の使用を慣行肥料栽培の半分以下にするよう努力する。（通称：無減）

低焙煎の作業・工程管理は別紙：農場内農産物加工・製品規格書による。

(1) 種子

種子は、指定する自家採集の種子とする。その年に収穫された中から良いものを使用する。自家採種の種子はJA庄内たがわから購入する。種子消毒はしない

(2) 外部資材購入

製品大麦の袋は統一した袋を使用する。購入はJA庄内たがわとする。

化学肥料はJAたがわより指定された物を使用する。「かがやきオール14」「硫安」

(3) 肥培管理

肥料はなるべく化学肥料を使用しないよう努力する。当面、施肥計算をして現状把握をする。

(4) 雑草

草管理は、機械刈り払いか手取り除草とし除草剤の使用は禁止する。

畔などは、除草剤の使用ができるが本畑に飛散やなんらかの要因で汚染しないように注意する。

(5) 病虫害防除

生産者は、適時巡回し病虫害の発生の予兆、または発生状況を把握する。

問題発生の可能性がある場合は部会責任者や庄内協同ファームに連絡し指示を受ける。

(6) 収穫・乾燥調整

刈り取り、乾燥調整はJA庄内たがわに委託するが刈り取り前までに、直前の栽培台帳や農作業日誌が記入されているか確認し栽培基準にあっている圃場について刈り取り計画をJA庄内たがわに提出する。

自分で刈り取りする場合は、庄内協同ファームに連絡するとともに、計画をJA庄内たがわに伝えて関係者との計画の調整をする。

栽培基準にあっていない場合は、刈り取り後の分別管理を申しでる。計画変更の申しでを庄内協同ファームに連絡し指示を受ける。

機械刈り取りの日程はJA庄内たがわの指示にしたがう。

乾燥調整から製品保管までの工程作業と数量管理などの事務処理は、JA 庄内たがわに業務委託し管理する。

製品化なった大麦の袋には目印の表示をつけて他の大麦と混入、混同しないように保管しておく。

(7)保管・製品出荷

製品の保管は、一時的に JA 庄内たがわの倉庫を使用する。

指示により種子や焙煎用に出荷する時は、目印の表示を確認し払い出し数量を伝票・受払い表などに記入して管理する。

出荷数量の管理は、JA 庄内たがわと庄内協同ファームの双方で行う。

4．大豆圃場など他の作物と連作をする場合

(1) 該当する圃場での間作などをしないで前作収穫後に大麦を蒔く。

(2) 間作を行う場合は、使用化学農薬・使用化学肥料の成分が大麦基準に合致する。

5．ほか

(1) 生産者は、この栽培基準を維持するために栽培台帳、農作業記録をつける。年間日程を次のようにする。

種子購入確認を9月に行い、作付け計画書を10月末までに作成する

2月10日までに1回目の作業記録をつける

5月末には作業記録をつけ、6月の収穫前確認を台帳と記録でする
ほ場に栽培区分旗の設置と帳票の確認をする

(2) 緊急事態の発生やこの栽培基準書にない事柄が発生した場合は、部会責任者に連絡するか庄内協同ファーム事務局に連絡し指示を受ける。

(3) 庄内協同ファームの禁止農薬及び出荷先の禁止農薬は使用しない。

地域の慣行栽培は、化学肥料 N窒素 = 14 kg / 10a

農薬使用回数 5

制定日：2002年05月22日

改訂日：2004年02月05日 化学肥料を慣行の半分以下、連作についてなどを追記

改訂日：2005年02月04日 慣行化学肥料の窒素成分量の変更

改訂日：2007年02月22日 責任者の変更 五十嵐豊 菅原孝明

改訂日：2007年09月14日 年間日程を追記

改訂日：2013年02月28日 承認者・作成者名の変更

作成者	策定	責任者	確認	承認
今野昭史	大麦部会	菅原孝明	野口吉男	小野寺喜作